

食品表示の一元化

食品の表示については、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法がありましたが、規定を統合し分かりやすい食品表示制度とするため、食品表示法が創設されました（平成27年施行）。

JAS法

- 農林物資の品質の改善
- 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する



原材料名
内容量
原産地 等

名称
賞味・消費期限
保存方法
遺伝子組換え
製造者名 等

食品衛生法

- 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止



添加物
アレルギー 等

健康増進法

- 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る

栄養表示 等

1つの法律で
分かりやすくなった!!



食品表示法（平成25年）

- 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

<新たな食品表示基準のポイント>

- ①加工食品と生鮮食品の区分の統一
- ②製造所固有記号の使用に係るルール of 改善
- ③アレルギー表示に係るルール of 改善
- ④栄養成分表示の義務化
- ⑤新たな機能性表示制度の創設

ヨーグルト

栄養成分表示	
一食(100g当たり)	
熱量(エネルギー) kcal	
たんぱく質	9
脂質	9
炭水化物	9
食塩相当量	9